

各位

会 社 名 株 式 会 社 i s p a c e 代表者名 代表取締役 CEO 袴 田 武 史 (コード番号: 9348 東証グロース市場) 問合せ先 取 締 役 C F O 野 崎 順 平 (TEL, 03-6277-6451)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式報酬制度の見直しを行い、事後交付による株式報酬の制度(譲渡制限付株式ユニット(リストリクテッド・ストック・ユニット)。以下「本制度」という。)の導入を決議し、本制度に関連する議案を2024年6月28日に開催予定の第14期定時株主総会(以下「本株主総会」という。)に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

本制度は、株式報酬が備える有能な人材の確保・リテンションや中長期的な企業価値向上の促進等の特徴は維持しつつ、当社の事業拠点が所在する複数の国及び地域の全てを通じて公平かつわかりやすい制度設計の実現を目的として、現在当社取締役及び従業員に採用している信託型ストックオプション制度を廃止し、当該信託型ストックオプション制度に代えて、新たに導入を予定するものです。

(2) 導入の条件

本制度は、業務執行取締役及び従業員に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬 債権を報酬として支給するものですが、業務執行取締役に対して本制度を導入すること及び 本株主総会においてかかる報酬を支給することにつきましては、株主の皆様のご承認を得ら れることを条件といたします。

当社業務執行取締役につき、上記目的に基づき、当社と規模、事業内容や成長ステージが類似するベンチマーク企業の報酬体系を参考に、その職務、現在の員数や今後の増員の可能性も踏まえるとともに、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしました。

当社の取締役の報酬は、2023 年 6 月 28 日開催の第 13 期定時株主総会において、年額 150,000,000 円以内(うち社外取締役分は年額 50,000,000 円以内。)としてご承認をいただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、現行の取締役の金銭報酬枠とは別枠で本制度に基づき付与する株式ユニットにつき割り当てられる当社普通株式の総数を年 100,000,000 円相当株以内と設定すること、及び本制度の具体的な内容につき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

当社は、業務執行取締役(以下「対象者」という。)に対して事業年度毎に業績目標の達成率 等に応じて付与する株式ユニット数を定め、対象者に、上記株式ユニット数に応じて、当社普通 株式の割当てを行うものとします。対象者には、上記株式ユニット数と同数の当社株式数の時価 相当額を、金銭報酬債権で支給し、各対象者は、金銭報酬債権の全部を当社に対して現物出資し て、当社株式の割当てを受けます。

3. 業績への影響

本制度の導入に伴い、現時点で株式報酬費用として約7億円(※)の費用計上を今期見込んでおります。なお、本日公表の2025年3月期の連結業績予想の前提条件にも当該費用を織り込んでおります。但し、本制度の詳細条件は下記スケジュールの通り今後の定時株主総会及び取締役会での決議を経て決定されること、また、株式報酬を付与する時点の当社株価によって当該費用の計上額が決定されることから、現時点の想定から今後変動する可能性があります。

※当該費用は、2024年4月30日時点の当社株価終値である761円を基準として算出。

本制度導入までの日程:

会議体	日程	本制度に関連する決議(予定)内容
(1) 取締役会	2024年5月10日	当社取締役及び従業員を対象とした本
		制度導入の件
(2) 第 14 期定時株主総	2024年6月28日(予定)	当社取締役に対する本制度に係る報酬
会		決定の件
(3) 取締役会	2024年7月12日(予定)	本制度の詳細条件の決定及びそれに基
		づく信託型ストックオプション制度か
		ら本制度への切り替えの件

※上記スケジュール及び本制度に関連する決議(予定)内容は、2024年5月10日時点であり、今後変更となる可能性があります。

(ご参考)

本株主総会において本制度の導入が承認されることを条件として、当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対しても、本制度におけるものと概ね同様の譲渡制限付株式を付与する予定です。

以上